

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿
長崎市長 田上 富久 殿
長崎県知事 中村 法道 殿

2021年12月28日
長崎県保険医協会
会長 本田 孝也



「長崎にも黒い雨が降ったとする客観的資料」に関する意見書

はじめに

菅義偉前首相は、広島高裁の「黒い雨」判決への上告を断念し、2021年7月27日、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話」を閣議決定しました。この中で、「84名の原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します」と述べました。

これを受けて、厚生労働省、広島、長崎県・市の5者で被爆者認定指針の改定協議がすすめられてきました。

12月23日、第3回協議会で、厚生労働省から「黒い雨」訴訟を踏まえた審査の指針改正の骨子案が示されました。骨子案の「黒い雨に遭った者の考え方」の中で、厚生労働省は「長崎には黒い雨が降ったとする客観的資料がない」ことから救済の対象とはならないとの見解を示しました。

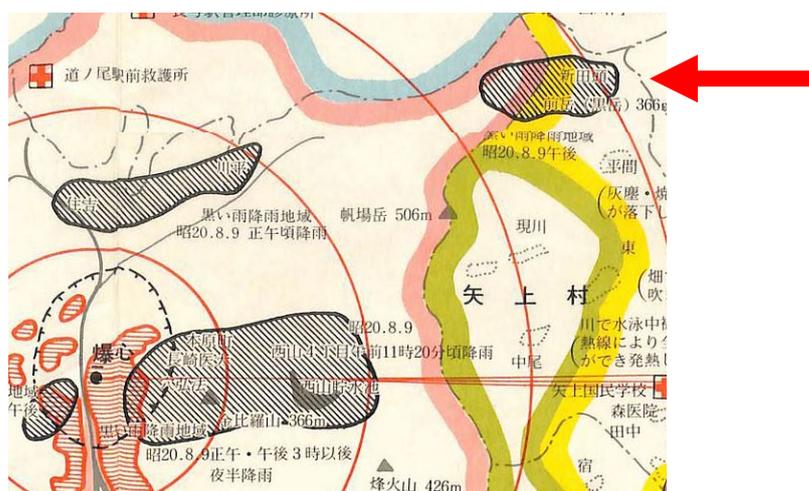
しかし、1999年度原子爆弾被爆未指定地域証言調査（長崎県・市）では長崎の被爆未指定地域全域で雨に遭ったことが確認されています。さらに、被爆未指定地域の旧矢上村間の瀬地区には黒い雨が降ったことを示す客観的資料が複数存在します。

オンライン会議でお茶をにごし、現場も見ず、住民の声も聞かず、最初から「長崎は救済の対象外」という結論ありきの議論で、「客観的資料がない」と屁理屈をこねる厚生労働省の態度には憤りを禁じえません。裁判資料や査読の付いた論文だけが客観的資料ではありません。それを証明するために本意見書を作成しました。

後藤 茂之厚生労働大臣におかれましては、何卒ご一読いただき、長崎被爆未指定地域で原爆に遭った住民の切なる声に公正なるご判断をいただきたいと思っております。

1. 長崎被爆地域図

昭和 50 年代に長崎市が作成した長崎の被爆地域図で、現在の被爆地域図の原型となったものです。間の瀬は爆心地の東 7.5Km、黒い雨が降った西山地区の北東 4Km にある山間の小集落です。わずかに被爆地域の外に位置し、長崎被爆地域図の中で「黒い雨降雨地帯」として記録されています（資料 1）。



2. 放射線影響研究所の MSQ [雨の地点]

2011 年、放射線影響研究所は基本調査票 (MSQ) 等をもとにした、広島・長崎の雨地点を公開しました。MSQ は、1950 年の国勢調査附帯調査において広島・長崎で被爆したと回答した全国約 28 万人のうち、1950 年当時に広島・長崎のいずれかに居住していた約 20 万人を対象に 1956~61 年に実施された大規模調査の調査票です。

MSQ 調査票には、「雨」に関する質問項目として「原爆直後雨二逢イマシタカ?」と「場所」があります。

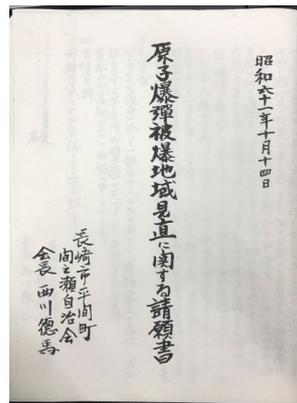
長崎の雨地点 (付図 2N) の中に間の瀬が記録されています (資料 2)。



3. 間の瀬自治会の請願書

1986年に間の瀬自治会（西川徳馬会長）が作成した請願書です（資料3）。14人の住民の直筆の請願が添付されていました。

請願書より抜粋：（間の瀬は）原爆中心地上空より山あいを通し正面に位置し、被爆時の惨状はことの外ひどいものでした。原爆炸裂後10分位して真黒いどしゃ降りの雨に見舞われ、その雨が放射能の雨とは知る由もなく毎日毎日汚染された、水・食物を取り続けたのです。



4. 読売新聞の記事

1987年の読売新聞の記事です（資料4）。5回のシリーズで間の瀬を特集しています。1987年7月25日の記事「間の瀬からの報告—黒い雨」には、間の瀬自治会（西川徳馬会長、80世帯）が調べた原爆投下後の雨と灰に関する住民アンケートがあります。生存者186人のうち、記憶の確度が高いと思われる当時8歳以上の112人が対象だが、雨、灰ともに9割の人が「降った」と答えている、とあります。これは資料3の間の瀬自治会の請願書の黒い雨を裏づけるものです。

5. 住民アンケートの原本

読売新聞の記事のアンケートの原本の一部です（資料5）。

住 所	今日の病名	原爆時の場所	黒い雨ぬれた	灰ぬれた	当時状況
蘇我町 2-130	血圧病検査中	外道	○	○	
日野市新井郡新井	腎臓病検査中	外	○	○	
堺市旭ヶ丘南町 1-23	子宮癌 2期	外	○	○	
間の瀬町 2702-1	大腸 心臓病	庭	○	○	
	高血圧	畑	○	○	
間の瀬町 19-11	血圧	庭	○	○	
東町 2225	心臓病	〃	○	○	いびき
東町 1077	低血圧	〃	○	○	たぶら

「黒い雨濡れた」「灰をかぶった」という設問に、いずれも○がつけられています

6. 長崎県保険医協会の聞き取り調査

2011年4月に長崎県保険医協会が実施した間の瀬住民の聞き取り調査です。被爆時年齢5歳以上で当時の記憶がある13名中、13名が黒い雨が降ったと回答しています（資料6）。

No	性別	被爆時年齢	世帯数	黒い雨	下痢	吐き気	歯肉出血	本人	家族
1	男性	8	4	降った	記憶なし	記憶なし	記憶なし	無し	有り
2	男性	9	3	降った	無し	無し	無し	無し	無し
3	男性	11	8	降った	無し	無し	無し	有り	有り
4	女性	10	3	降った	不明	不明	不明	無し	無し
5	男性	14	7	降った	不明	不明	不明	有り	有り
6	男性	8	7	降った	不明	不明	無し	有り	有り
7	男性	16	7	-	無し	無し	無し	無し	無し
8	男性	11	6	降った	有り	不明	不明	有り	有り
9	男性	9	9	降った	有り	有り	記憶なし	有り	有り
10	男性	17	9	降った	無し	記憶なし	記憶なし	有り	有り
11	男性	9	5	降った	有り	有り	無し	無し	有り
12	男性	3	7	降った	記憶なし	記憶なし	記憶なし	記憶なし	有り
13	男性	5	7	降った	無し	無し	無し	無し	無し

7. 間の瀬住民の証言集

長崎県保険医協会で聞き取った間の瀬の住民10名の証言に2000年8月24日、津島厚生大臣面談記録より1名の証言です（資料7）。

いずれも黒い前に遭ったときの状況が具体的に述べられており、信憑性の高いものと言えます。

8. まとめ

東長崎の旧矢上村間の瀬地区に黒い雨が降ったことは、当時を知る東長崎の住民にとっては公知の事実です。それを裏付ける客観的資料については資料1から資料7に述べました。

間の瀬地区には井戸がありませんでした。住民は黒い雨に汚染された湧水を飲み、灰をかぶった野菜を食べて生活しました。雨や灰に含まれる放射性微粒子による内部被曝を受けたことは広島黒い雨地域の住民となんら変わることがありません。これは間の瀬に限ったことではなく、長崎の全ての被爆未指定地域でいえることです。

広島高裁は「内部被曝による健康被害が否定できない」として原告に勝訴判決を下したのであって、「放射線による健康被害が証明されない」として原告の訴えを退けた被爆体験者訴訟の最高裁判決とは全く別のものです。

政府、厚生労働省におかれましては、被爆者援護法の理念に立ち返って、合理的根拠に基づいた被爆者認定指針の改定を望むものであります。

資料

1. 長崎被爆地域図
2. 放射線影響研究所の MSQ[雨の地点
3. 間之瀬自治会の請願書
4. 読売新聞の記事
5. 住民のアンケート調査の原本
6. 長崎県保険医協会の聞き取り調査
7. 間の瀬住民の証言集